

使用前検査申請書

廃炉発官R4第84号
令和4年8月19日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

| | |
|-------------------------------|---|
| 発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地 | 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町 |
| 申請に係る発電用原子炉施設の概要 | 福島第一原子力発電所 サブドレン他水処理施設 サブドレン集水設備 その他機器 揚水ポンプ（完成品） 主要配管 サブドレンピット内 （ポリエチレン管） サブドレンピット出口から 中継タンク入口まで （ポリエチレン管）（鋼管） ※1 実施計画Ⅱ.2.35.2.1 主要仕様参照 |
| 実施計画の認可年月日 | 平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日:令和 4年 4月 22日) |
| 検査を受けようとする工程 | 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 |
| | 設備の組立てが完了した時 |
| | 工事の計画に係る工事が完了した時 |
| 検査を受けようとする期日 | 自 令和 4年 9月26日 至 令和 4年 10月7日 |
| 検査を受けようとする場所 | 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 |
| 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期 | 令和 4年 10月7日 |

使用前検査終了証即日交付が必要な理由

○サブドレンピット No.21 移設の目的

2号機使用済燃料取り出しに伴い、2号機原子炉建屋南側ヤードへ燃料取り出し用構台を設置するため周辺の地盤改良をおこなうこととなった。地盤改良によりこれまで2号南側ヤードに流れ込んでいた地下水の一部が3号機側へ流れ、3号機原子炉建屋等への地下水流入を増加させる可能性がある。そのためサブドレン No.21 ピットを3号機側へ移設することにより建屋への地下水流入を抑制する対策を行う。

○サブドレンピット No.21 および周辺ピットからの汲み上げ停止期間

サブドレンピット No.21 移設工事に伴い、中継タンクまでの配管の切り替えを実施する。その際に、配管を一時的に切断および融着するため、対象の配管に接続されているサブドレンピット No.19, No.20, No.21, No.22, No.37, No.209 について汲み上げ停止が必要となる。よって、No.21 ピット移設の工事開始から完了するまでの期間は、当該ピット含む計6ピットからの汲み上げが停止する状態となる。

・(現状配管：No.19, 37, 209⇒3 中継タンク, No.20, 21, 22⇒3 中継タンク)

変更後：No.21(変更), 37, 209⇒3 中継タンク, No.19, 20, 22⇒3 中継タンク)

○即日交付が必要な理由

1-4号機への建屋流入量は2号機及び3号機が多いことが分かっており、サブドレンピット No.21 移設工事に伴い汲み上げ停止が必要となる上記ピットは2-3号機間に配置されている。当該サブドレンピットからの地下水のくみ上げを停止させた場合、周辺地下水位は数日で上昇し、原子炉建屋等への地下水流入量が増加する。地下水流入により増加した建屋滞留水は、汚染水の増加となり、環境への影響リスクが増大する。本工事では、サブドレンの停止期間を極力少なくし、地下水位を低く維持することで建屋への地下水流入量を抑制するため、工事完了後速やかに上記サブドレンピットからの汲み上げを可能とするべく、使用前検査の受検終了後、終了証の即日交付が必要となる。

工事の工程に関する説明書

| 項目 | 年月 | | | | | | | | | |
|--------------------------|------|---|---|---|---|---|----|----|----|--|
| | 2022 | | | | | | | | | |
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | |
| サブドレン他水処理施設 サブドレン集水設備 | ▼ | | | | | | | ☆ | ☆ | |
| | — | | | | | | | △ | | |

— : 工事期間 ☆ : 使用前検査 △ : 工事完了
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立入制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

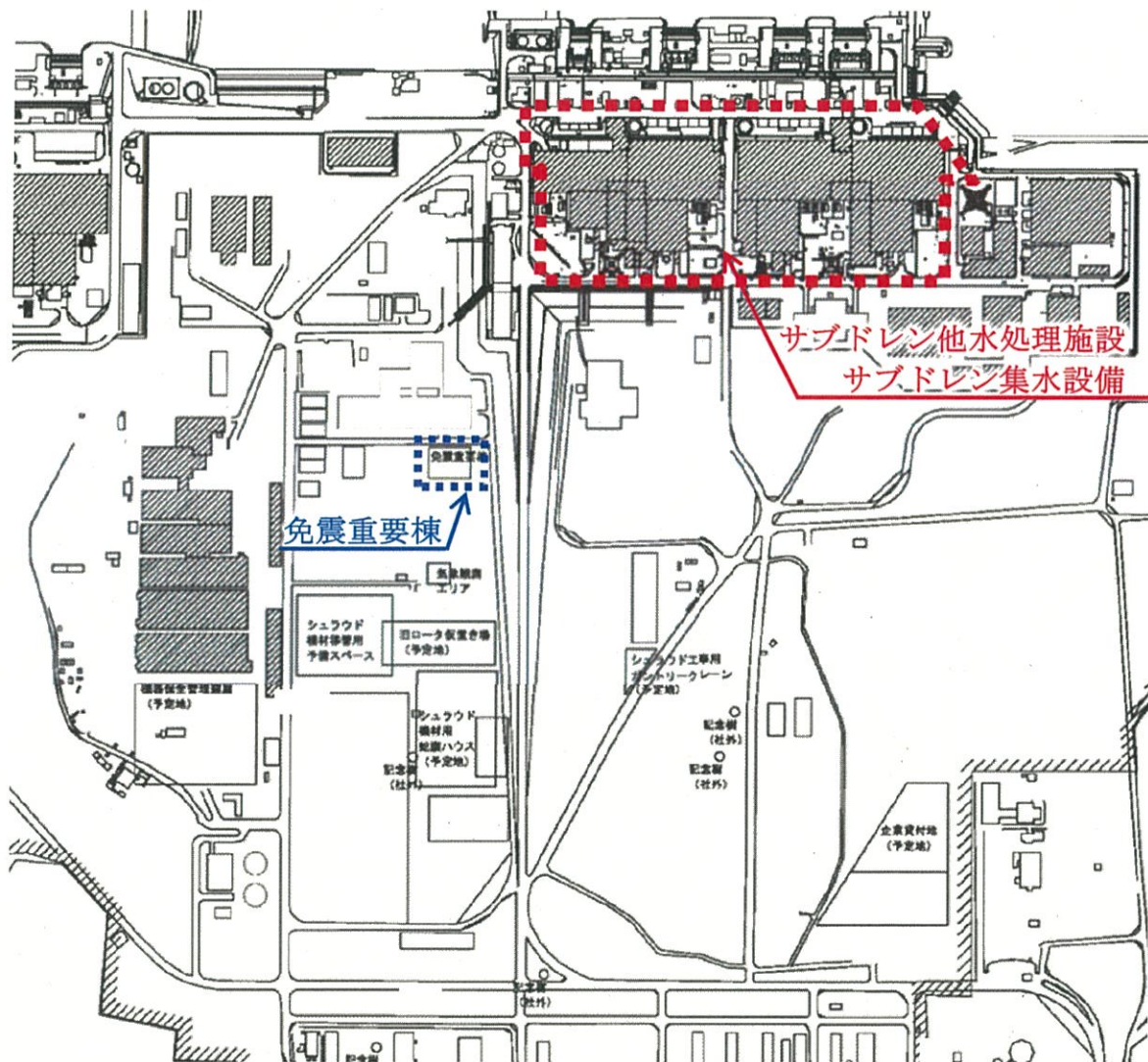
サブドレン集水設備設置エリア：管理対象区域

別添 1 : 検査場所図


別添 2 : 検査範囲概略図

以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所

検査範囲概略図

